（仲介代行者）

第四条　当社は、住宅宿泊仲介契約の履行に当たって、仲介の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の住宅宿泊仲介業者、仲介を業として行う者その他の補助者に代行させることがあります。

第二章　契約の成立

（契約の申込み）

第五条　当社と通信契約を締結しようとする宿泊者は、カード会員番号及び依頼しようとする宿泊サービスの内容を当社に通知しなければなりません。

2　当社と住宅宿泊仲介契約（通信契約を除きます。）を締結しようとする宿泊者は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。

3　前項の申込金は、宿泊代金、取消料その他の宿泊者が当社に支払うべき金銭の一部として取り扱います。

（契約締結の拒否）

第六条　当社は、次に掲げる場合において、住宅宿泊仲介契約の締結に応じないことがあります。

一　通信契約を締結しようとする場合であって、宿泊者の有するクレジットカードが無効である等、宿泊者が宿泊代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。

二　宿泊者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。

三　宿泊者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

四　宿泊者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

五　宿泊者が、当社のサービスの利用に当たって、第三者に対して誹謗中傷をする行為、公の秩序又は善良の風俗を害する行為、当社のウェブサイトへの不必要な投稿を繰り返して行う行為その他の当社が不適切であると認める行為を行ったとき。

（契約の成立時期）

第七条　通信契約は、電子承諾通知が宿泊者に到達した時に成立するものとします。ただし、当該契約において、電子承諾通知を発する方法によらない契約の申込みに対する承諾の通知を発する場合は、当社が第五条第一項の申込みを承諾する旨の通知を発した時に成立するものとします。

2　住宅宿泊仲介契約（通信契約を除きます。）は、当社が契約の締結を承諾し、第五条第二項の申込金を受理した時に成立するものとします。

（契約成立の特則）

第八条　当社は、第五条第二項の規定にかかわらず、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく、契約の締結の承諾のみにより住宅宿泊仲介契約を成立させることがあります。

2　前項の場合において、住宅宿泊仲介契約の成立時期は、前項の書面において明らかにします。

（宿泊券等の特則）

第九条　当社は、第五条第二項及び前条第一項の規定にかかわらず、住宅宿泊仲介契約であって宿泊代金と引換えに宿泊サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するものについては、口頭による申込みを受け付けることがあります。

2　前項の場合において、住宅宿泊仲介契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。

（取引条件説明事項）

第十条　当社は、住宅宿泊仲介契約を締結するまでに、宿泊者に、宿泊者の宿泊日、宿泊サービスの内容、宿泊代金その他宿泊のために通常必要となる代金、当社の責任及び免責に関する事項、変更手続料金、取消手続料金その他の国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則（平成二十九年国土交通省令第六十五号）第四十条各号に掲げる事項及び宿泊者からの苦情、問合せ等に対応するための連絡先（以下「取引条件説明事項」といいます。）を情報通信の技術を利用する方法により提供します。

2　前項の場合において、当社は、宿泊者の使用する電子計算機に備えられたファイルに取引条件説明事項が記録されたことを確認します。

3　前項の場合において、宿泊者の使用に係る電子計算機に取引条件説明事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する電子計算機に備えられたファイル（専ら当該宿泊者の用に供するものに限ります。）に取引条件説明事項を記録し、宿泊者が取引条件説明事項を閲覧したことを確認します。

4　当社が住宅宿泊仲介契約により仲介する義務を負う宿泊サービスの範囲は、取引条件説明事項として提供するところによります。

（書面を交付する方法）

第十一条　当社は、情報通信の技術を利用する方法による取引条件説明事項の提供に代えて、当該取引条件説明事項を記載した書面（以下この条において「取引条件説明書面」といいます。）を交付することがあります。ただし、当社が仲介する全ての宿泊サービスについて宿泊券その他の宿泊サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するときは、当該取引条件説明書面を交付しないことがあります。

第三章　契約の変更及び解除

（契約内容の変更）

第十二条　宿泊者は、当社に対し、宿泊日程、宿泊サービスの内容その他の住宅宿泊仲介契約の内容を変更するよう求めることができます。この場合において、当社は、可能な限り宿泊者の求めに応じます。

2　前項の宿泊者の求めにより住宅宿泊仲介契約の内容を変更する場合、宿泊者は、既に完了した仲介を取り消す際に住宅宿泊事業者に支払うべき取消料、違約料その他の仲介の変更に要する費用を負担するほか、当社に対し、あらかじめ示した当社所定の変更手続料金を支払わなければなりません。また、当該住宅宿泊仲介契約の内容の変更によって生ずる宿泊代金の増加又は減少は宿泊者に帰属するものとします。

（宿泊者による任意解除）

第十三条　宿泊者は、いつでも住宅宿泊仲介契約の全部又は一部を解除することができます。

2　前項の規定に基づいて住宅宿泊仲介契約が解除されたときは、宿泊者は、既に宿泊者が提供を受けた宿泊サービスの対価として、又はいまだ提供を受けていない宿泊サービスに係る取消料、違約料その他の住宅宿泊事業者に対して既に支払い、又はこれから支払う費用を負担するほか、当社に対し、あらかじめ示した当社所定の取消手続料金及び当社が得るはずであった住宅宿泊仲介業務に関する料金を支払わなければなりません。

（宿泊者の責に帰すべき事由による解除）

第十四条　当社は、次に掲げる場合において、住宅宿泊仲介契約を解除することがあります。

一　通信契約を締結した場合であって、宿泊者の有するクレジットカードが無効になる等、宿泊者が宿泊代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなったとき。

二　宿泊者が所定の期日までに宿泊代金を支払わないとき。

三　宿泊者が第六条第二号から第五号までのいずれかに該当することが判明したとき。